

警察庁との協議を踏まえた 店舗運用における注意点

法令上禁止される事項の明確化と、ガイドライン公表までのロードマップ

禁止事項の整理

当面のお願い

ロードマップ

本資料は、2026年8月1日に開催したJPBA加盟事業者向けオンライン説明会で使用した資料の公開版です。
法令上禁止される事項及び警察庁との協議内容を踏まえ、現時点での留意事項を加盟事業者へ共有したものです。
本資料は、個別の企画・運用の適法性を判断又は保証するものではありません。
最終的には、JPBAとPPCJが共同で、店舗運用ガイドライン及び運用基準を策定・公表する予定です。

2026年08月1日

一般社団法人日本ポーカー事業者連盟（JPBA）

警察庁・警視庁による法令遵守の注意喚起資料

JPBA

2

これらは、現行法上の禁止事項について注意喚起する資料です。店舗には、これらの資料の趣旨を踏まえ、法令を遵守することが求められます。業界団体として、具体的な運用上の判断基準を整理し、ガイドライン及び Q&Aに反映します。

警察庁より、特定の業態や特定の店舗を念頭に置いたものではなく、現行法上の禁止事項を改めて周知する趣旨である旨の説明がありました。

警察庁公式X投稿
一般向け内容

アミューズメントカジノ等を営む皆様へ

偶然の勝敗に関して財物を賭ける行為は 賭博罪に該当する可能性があります

例：チップを賭けて得点を争い、獲得チップを財物に交換すること
注意：選手契約など名目問わず財物を得ている場合、取締りの対象となる可能性があります

遊技の結果に応じた賞品の提供は 風営適正化法により禁止されています

※風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律
例：獲得したチップを賞品（店内販売の飲食物を含む）に交換すること
例：店内でのトーナメント順位に応じ賞品提供すること
注意：風俗営業を営む者以外の者が、風俗営業を営む者と意を通じて賞品提供を行った場合、取締りの対象となる可能性があります

事例1
アミューズメントカジノ店の経営者Aは、自身の店舗及び他人が経営する店舗において、客が獲得したチップに相当する賞金を、Aが理事を務める法人の口座から客の口座に「競技者支援」名目で振り込んで、トランプ賭博を行わせた。Aを含む主催者10人を賭博開張強引罪で、客14人を賭博罪で逮捕するなど合計60人を検挙した。Aは懲役2年（執行猶予4年）の判決が確定し、風俗営業許可を返納した。

事例2
アミューズメントカジノ店の経営者Bは、雑居ビルの一室において、トランプ賭博を行っていたことから、Bを含む主催者9人を賭博開張強引罪等で、賭客9人を賭博罪で検挙した。Bは懲役1年6か月（執行猶予3年）の判決が確定し、風俗営業許可を返納した。

上記のようなアミューズメントカジノ店関連の賭博事犯の検挙事例もあるところ、**違法な賭博ではなく適法な遊技**が行われるよう、各種法令の遵守をお願いします

警察庁・都道府県警察

警察庁より協議時に提供
店舗向け内容

《注意》

ゲームセンター・アミューズメントカジノ等 を営む皆様へ

（風営適正化法第2条第1項第5号営業）

下記の行為は、風営適正化法で禁止されています！

- 遊技の結果によって獲得等したチップ、メダル等を賞品（店内で販売する飲食物も含む）に交換すること。
※店内（他店も含む）の有料サービス等で利用可能な「ポイント」に交換することも含む
- 遊技の結果によって獲得等したチップ、メダル等を営業所外に持ち出させること。
※スマホアプリ等に他店で使用できる「ポイント」として付与する行為も含む
- 遊技の結果によって獲得等したチップ、メダル等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。
※客のスマートフォンなどにデータ送信し、残チップやポイントが表示される場合も含む

※「風営適正化法」～風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

法令遵守をお願いします！

警視庁生活安全部保安課

警視庁一斉立入調査時に配布
店舗向け内容

賭博・賞品提供・チップの価値化防止の 3つ — 記載のない運用が許容されるという趣旨ではありません。

1

偶然の勝敗に関して 財物を賭ける行為の禁止

賭博罪に該当し得る行為の防止

偶然の勝敗について財物又は財産上の利益の得喪を争う具体的な行為は、賭博に該当する可能性があります。参加者が金銭その他の財物を抛出し、その得喪を遊技の勝敗に委ねる運用を行わないでください。特に、店舗が受け取った遊技料金・参加料等を、勝敗・順位に応じて分配又は還元することはできません。第三者、スポンサー又は別会社等を経由していても、実質的に勝者・上位者等へ抛出金が還流する場合は同様です。
例)チップを賭けて得喪を争い、獲得チップを財物に交換すること

2

遊技の結果に応じた 賞品提供の禁止

風営適正化法の遵守

店舗での遊技の結果に応じて賞品を提供することは、風営適正化法により禁止されています。店舗における優勝、順位、残ったチップ数、獲得したチップ数、ランキングその他の遊技結果に応じて、賞品その他の財産的価値を有する利益を提供する運用は行わないでください。

**例)リングゲームで獲得したチップを賞品に交換すること
トーナメント、リングゲームなどの遊技結果に応じて賞品を提供すること**

財産的価値のある賞品(現金、商品、飲食物、ポイント、店内通貨、チケット※等)の提供は行わないでください。
※チケットに関して、譲渡又は換金が可能なもの、本来支払うべき参加料に充当できるもの、その他料金の免除又は割引の効果を有するものは、財産的価値を有するものと評価され得ます。これらを遊技結果に応じて提供する場合には、賞品提供に該当するおそれがあります。

遊技の結果に基づく、遊技料金、飲食代、参加料の割引・免除なども問題となり得ます。店舗以外の者が、店舗と意を通じて賞品提供を行った場合、取締りの対象となる可能性があります。第三者による選手契約なども、実質的に一体とみなすことができる場合や、5号営業を営む者が当該第三者に賞品提供に必要な資金を提供しているなど、両者が意を通じており、実質的に5号営業を営む者による賞品提供であるとみなすことができる場合については、取締りの対象となる可能性があります。

3

チップの営業所外持ち出し・ 外部利用・価値化の禁止

風営適正化法の遵守

遊技の結果によって獲得した遊技用チップの営業所外への持出しや、チップを客のために保管したことを表示する書面等を客に発行することは、風営適正化法により禁止されています。
営業所外への持出し、換金、他店舗利用、店舗間共有、商品・ポイント・料金等への交換・充当を行うような運用は行わないでください。

名称や形式ではなく、実際の運用実態で判断されます。

サテライト、選手契約などについて

可否の断定ではなく、注意点と必要な対応について共有します

A. サテライト予選・チケット

注意点

有料大会の参加料へ充当できるチケット、参加料を免除する効果を有するチケット、譲渡又は換金できるチケットには、財産的価値が認められます。これらを店舗での遊技結果に応じて提供する運用は、賞品提供の禁止に抵触するおそれがあります。
財産的価値を伴わない競技上の進出資格等については、個別具体の制度設計によって整理が異なります。

必要な対応

財産的価値を有するチケットを店舗での遊技結果に応じて提供する方式については、見直しを進めてください。

B. 選手契約・スポンサー・第三者支援

注意点

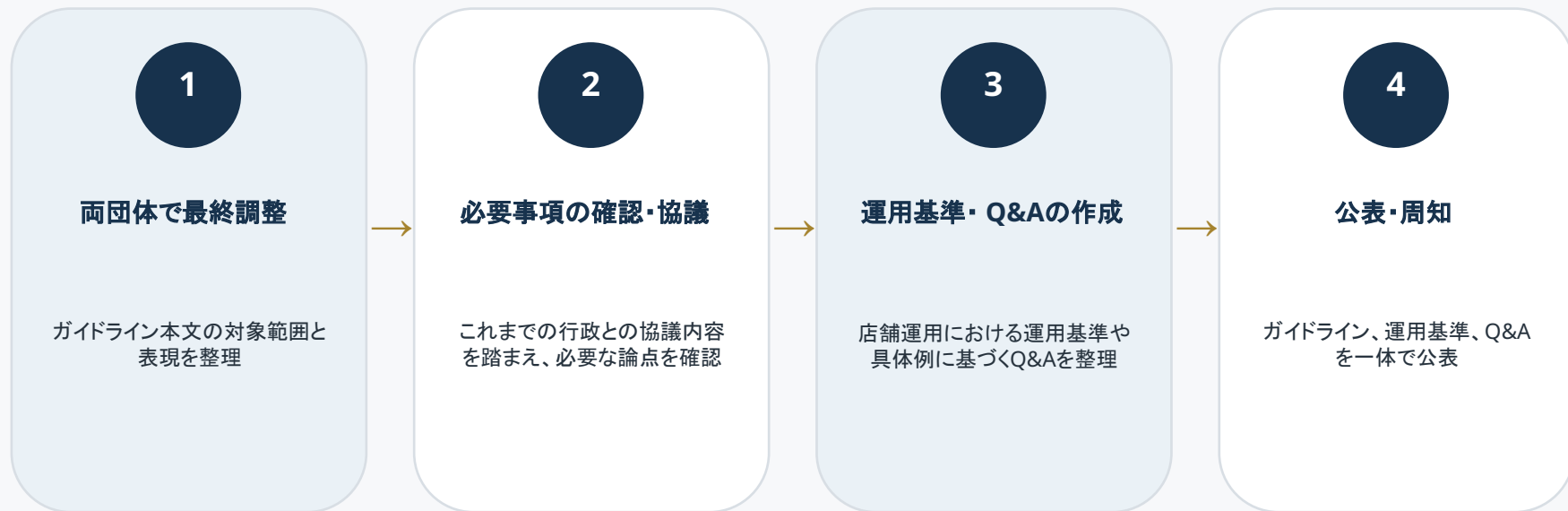
名称自体が一律に禁止されるものではありませんが、店舗での遊技結果を条件又は評価要素とする場合、店舗から第三者へ提供された資金が当該契約・支援の原資となる場合、又は店舗が対象者・支援内容・金額の決定に関与する場合には、問題となり得ます。

必要な対応

上記に該当する制度については、新規開始又は拡大を控え、既存の運用の見直しを進めてください。

今後の進め方

JPBA・PPCJの責任において、自主規制文書として整備・公表します



**警察庁が本ガイドラインを承認・認定するものではありません。
JPBA・PPCJが、警察庁との協議で示された説明を踏まえ、業界団体としての自主規制文書として策定します。**